

(別紙)

「飼料の有害物質の指導基準の制定について」(昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知)新旧対照表

改正後				改正前			
別紙				別紙			
単位：ppm				単位：ppm			
種類	有害物質名	対象となる飼料	基準	種類	有害物質名	対象となる飼料	基準
農薬	[略] フサライド	[略] 稲わら <u>稲発酵粗飼料</u>	[略] 130 <u>30</u>	農薬	[略] フサライド	[略] 稲わら	[略] 130
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
注：1～4.[略] <u>5.(削除)</u> <u>6.(削除)</u>				注：1～4.[略] <u>5.フサライドは、当分の間、稲発酵粗飼料用稲に使用しないこと。</u> <u>6.牛(肉用に出荷する牛又は搾乳を行うために飼養する牛をいう。)</u> <u>にテブフェノジドを使用した粗飼料(乾牧草、生牧草、稲発酵粗飼料、サイレージ等)を給与する場合、当分の間、その割合を飼料全体の概ね7割以下に抑えること。</u>			